

## 【近畿大学東京センター施設利用規則】

### 1 利用目的

東京センターは、次の目的のために利用することができる。

- (1) 講演会、学会、会議、その他の教育研究に関わる催事
- (2) 校友の活動に関する催事

### 2 利用時間

平日 9:00-17:00

土曜日 9:00-12:00

準備、後片付けに要する時間も利用時間に含む。

原則、東京センターの閉室日（日曜・祝日及び大学が定める休日）を除く。

### 3 利用申請

- (1) 東京センターの利用は、本学園の学生、卒業生等及び教職員に限る。
- (2) 東京センターに問い合わせの上、利用予定日の3か月前から1週間前までに東京センターに所定の利用申請書をE-mailで提出して、許可を受けること。

### 4 利用手続

申請者自身が、身分証明書（学生証、職員証、運転免許証等）を提示のうえ、利用を申出ること。

### 5 事務取扱時間

平日9:00-17:00までとする。日曜・祝日及び大学が定める休日には事務を取扱わない。

### 6 遵守事項

- (1) 定員以上の入室を行わないこと
- (2) 設備、器具又は備品について無断で利用又は移動を行わないこと
- (3) 許可を得て利用又は持ち込みを行った設備、器具又は備品について、施設の利用終了に際し、原状回復ないし撤

去を適切に行うこと

- (4) 許可なくして、物品の販売又はそれを目的とする陳列を行わないこと
- (5) 所定の掲示板以外に掲示を行わないこと
- (6) 許可なくして、パンフレット、宣伝紙その他これに類するものを掲示又は配布しないこと
- (7) 非常口、消火設備その他非常時に利用する物又は場所のまわりに物を置かないこと
- (8) 盗難に注意すること
- (9) 火気を利用しないこと
- (10) その他、東京センターが行う利用上の注意ないし指示に従うこと

## 7 利用の中止等

下記に該当するときは、利用許可の取消し、中止又は制限をする。

- (1) 利用申請書に虚偽を発見したとき
- (2) 本学園の業務に利用する必要が生じたとき
- (3) 利用申請者が利用の権利を譲渡したとき
- (4) 施設管理の必要から貸出が不適當となったとき
- (5) 利用の実態が利用申請書の記載と異なるとき
- (6) 遵守事項に違反したとき

2018年10月1日  
近畿大学東京センター